

## 新ひだか町最低制限価格運用要領の一部改正について

(令和6年5月1日一部改正)

令和6年5月1日以降の入札から、**測量、地質調査、設計土木等業務委託**における最低制限価格算定に係る最低制限価格の各種構成費目の算入率の一部を改正いたしましたので、お知らせいたします。

この度の改正は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）等の一部改正に伴う所要の改正です。

なお、令和6年4月30日までに行われる入札に係る契約については、なお従前の例によります。

### 最低制限価格の算定方法：工 事

変更なし
予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。 ①直接工事費の額 に10分の9.7を乗じて得た額 ②共通仮設費の額 に10分の9を乗じて得た額 ③現場管理費の額 に10分の9を乗じて得た額 ④一般管理費等の額 に10分の6.8を乗じて得た額

### 最低制限価格の算定方法：委託業務（測量）

(新)	(旧)
予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額 に10分の <b>5</b> を乗じて得た額	予定価格の10分の6から10分の8.2までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額 に10分の <b>4.8</b> を乗じて得た額

最低制限価格の算定方法：委託業務（地質調査）

(新)	(旧)
<p>予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額 に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額 に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額 に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接調査費の額</p> <p>② 間接調査費の額 に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 解析等調査業務費の額 に10分の8を乗じて得た額</p> <p>④ 諸経費の額 に10分の4.8を乗じて得た額</p>

最低制限価格の算定方法：委託業務（設計土木）

(新)	(旧)
<p>予定価格の10分の6から10分の8.1までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額 に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等 に10分の5を乗じて得た額</p>	<p>予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で、次に掲げる額の合計に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>① 直接人件費の額</p> <p>② 直接経費の額</p> <p>③ その他原価の額 に10分の9を乗じて得た額</p> <p>④ 一般管理費等 に10分の4.8を乗じて得た額</p>

最低制限価格の算定方法：委託業務（設計建築）

変更なし
予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
① 直接人件費の額
② 特別経費の額
③ 技術料等経費の額 に 10 分の 6 を乗じて得た額
④ 諸経費の額 に 10 分の 6 を乗じて得た額

最低制限価格の算定方法：委託業務（維持点検等）

変更なし
予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
①直接工事費の額 に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
②共通仮設費の額 に 10 分の 9 を乗じて得た額
③現場管理費の額 に 10 分の 9 を乗じて得た額
④一般管理費等の額 に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

最低制限価格の算定方法：委託業務（草刈業務等）

変更なし
予定価格の 10 分の 9 を乗じて得た額とする。
① 業務費の額 に 10 分の 9 を乗じて得た額

最低制限価格の算定方法：委託業務（その他）

変更なし
業務内容に応じて最低制限価格制度の適用の可否を判断し適宜に定めるものとする。

## 【最低制限価格運用要領における算出例】

### 例1 工事の場合

直接工事費 5,920,000 円 共通仮設費 1,310,000 円 現場管理費 2,470,000 円 一般管理費等  
1,840,000 円 計 工事価格 11,540,000 円 (税抜)  
工事費 12,694,000 円 (税込)  
予定価格 12,694,000 円 (税込) の場合

- ① 最低制限価格 = (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68)  
= (5,920,000×0.97+1,310,000×0.9+2,470,000×0.9+1,840,000×0.68)  
= (5,742,400.00+1,179,000.00+2,223,000.00+1,251,200.00)  
= 10,395,600 (1円未満切捨) ×1.10  
= 11,435,160 (1円未満切捨)
- ② 予定価格 (税込) ×0.92 = 11,678,480 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格 (税込) ×0.75 = 9,520,500 (1円未満切上)

⇒ ②の0.92の金額と③の0.75の金額の範囲内なので、

- ① 11,435,160 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は10,395,600 (1円未満切上)

### 例2 測量の場合

直接測量費 1,068,750 円 測量調査費 0 円 諸経費 961,250 円  
計 業務価格 2,030,000 円 (税抜)  
業務費 2,233,000 円 (税込)  
予定価格 2,233,000 円 (税込) の場合

- ① 最低制限価格 = (直接測量費+測量調査費+諸経費×0.50)  
= (1,068,750+0+961,250×0.50)  
= (1,068,750.00+0.00+480,625.00)  
=1,549,375 (1円未満切捨) ×1.10  
=1,704,312 (1円未満切捨)
- ② 予定価格 (税込) ×0.82 = 1,831,060 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格 (税込) ×0.6 = 1,339,800 (1円未満切上)

⇒ ②の0.82の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 1,704,312 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は1,549,375 (1円未満切上)

### 例3 地質調査の場合

直接調査費 1,078,325 円 間接調査費 961,010 円 解析等調査業務費 1,421,085 円  
諸経費 849,580 円 計 業務価格 4,310,000 円  
業務費 4,741,000 円 (税込)  
予定価格 4,741,000 円 (税込) の場合

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{ 最低制限価格} &= (\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8 + \text{諸経費} \times 0.5) \\ &= (1,078,325 + 961,010 \times 0.9 + 1,421,085 \times 0.8 + 849,580 \times 0.5) \\ &= (1,078,325.00 + 864,909.00 + 1,136,868.00 + 424,790) \\ &= 3,504,892 \text{ (1円未満切捨)} \times 1.10 \\ &= 3,855,381 \text{ (1円未満切捨)} \end{aligned}$$

$$\textcircled{2} \text{ 予定価格 (税込)} \times 0.85 = 4,029,850 \text{ (1円未満切捨)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 予定価格 (税込)} \times 2/3 = 3,160,667 \text{ (1円未満切上)}$$

⇒ ②の0.85の金額と③の2/3の金額の範囲内なので、

$$\textcircled{1} \text{ 3,855,381 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は 3,504,892 (1円未満切上)}$$

### 例4 設計(土木)の場合

直接人件費 1,890,651 円 直接経費 403,654 円 その他原価 1,056,381 円 一般管理費等  
1,779,314 円 計 業務価格 5,130,000 円  
業務費 5,643,000 円 (税込)  
予定価格 5,643,000 円 (税込) の場合

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{ 最低制限価格} &= (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.5) \\ &= (1,890,651 + 403,654 + 1,056,381 \times 0.9 + 1,779,314 \times 0.5) \\ &= (1,890,651.00 + 403,654.00 + 950,742.90 + 889,657) \\ &= 4,134,704 \text{ (1円未満切捨)} \times 1.10 \\ &= 4,548,174 \text{ (1円未満切捨)} \end{aligned}$$

$$\textcircled{2} \text{ 予定価格 (税込)} \times 0.81 = 4,570,830 \text{ (1円未満切捨)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 予定価格 (税込)} \times 0.6 = 3,385,800 \text{ (1円未満切上)}$$

⇒ ②の0.81の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

$$\textcircled{1} \text{ 4,548,174 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は 4,134,704 (1円未満切上)}$$

## 例5 設計（建築）の場合

直接人件費 3,285,658円 特別経費 486,535円 技術料等経費 1,256,987円  
諸経費 3,380,820円 計 業務価格 8,410,000円（税抜）  
業務費 9,251,000円（税込）  
予定価格 9,251,000円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6)  
= (3,285,658+486,535+1,256,987×0.6+3,380,820×0.6)  
= (3,285,658.00+486,535.00+754,192.20+2,028,492.00)  
= 6,554,877 (1円未満切捨) ×1.10  
= 7,210,364 (1円未満切捨)
- ② 予定価格（税込）×0.8 = 7,400,800 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格（税込）×0.6 = 5,550,600 (1円未満切上)

⇒ ②の0.8の金額と③の0.6の金額の範囲内なので、

- ① 7,210,364 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は6,554,877 (1円未満切上)

## 例6 維持点検等の場合 ※道路管渠清掃など

直接工事費 2,395,000円 共通仮設費 576,000円 現場管理費 1,021,000円 一般管理費等  
588,000円 計 業務価格 4,580,000円（税抜）  
業務費 5,038,000円（税込）  
予定価格 5,038,000円（税込）の場合

- ① 最低制限価格 = (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68)  
= (2,395,000×0.97+576,000×0.9+1,021,000×0.9+588,000×0.68)  
= (2,323,150.00+518,400.00+918,900.00+399,840.00)  
= 4,160,290 (1円未満切捨) ×1.10  
= 4,576,319 (1円未満切捨)
- ② 予定価格（税込）×0.92 = 4,634,960 (1円未満切捨)
- ③ 予定価格（税込）×0.75 = 3,778,500 (1円未満切上)

⇒ ②の0.92の金額と③の0.75の金額の範囲内なので、

- ① 4,576,319 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は4,160,290 (1円未満切上)

## 例7 草刈業務等の場合 ※草刈清掃、造林など

業務価格 1,350,000 円 (税抜)

業務費 1,485,000 円 (税込)

予定価格 1,485,000 円 (税込) の場合

$$\textcircled{1} \text{ 予定価格 (税込)} \times 0.9 = 1,336,500 \text{ (1円未満切捨)}$$

⇒  $\textcircled{1}$  1,336,500 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は 1,215,000 (1円未満切上)

## 例8 一の契約の中に、二以上の委託業務が含まれる場合

### (1) 測量

直接測量費 465,431 円 測量調査費 0 円 諸経費 414,569 円

計 業務価格 880,000 円 (税抜き) の場合

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{ 最低制限価格 (税抜き)} &= (\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.50) \\ &= (465,431 + 0 + 414,569 \times 0.50) \\ &= (465,431.00 + 0.00 + 207,284.50) \\ &= 672,715 \text{ (1円未満切捨)} \end{aligned}$$

$$\textcircled{2} \text{ 業務価格 (税抜き} \cdot \underline{1 \text{ 万円未満切捨}}) \times 0.82 = 721,600 \text{ (1円未満切捨)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 業務価格 (税抜き} \cdot \underline{1 \text{ 万円未満切捨}}) \times 0.6 = 528,000 \text{ (1円未満切上)}$$

⇒  $\textcircled{2}$  の 0.82 の金額と  $\textcircled{3}$  の 0.6 の金額の範囲内なので、

$\textcircled{1}$  最低制限価格 (税抜き) は、672,715 を採用

### (2) 設計 (土木)

直接人件費 2,101,567 円 直接経費 101,589 円 その他原価 1,085,616 円 一般管理費等  
1,891,228 円 計 業務価格 5,180,000 円 (税抜き) の場合

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{ 最低制限価格 (税抜き)} &= (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.50) \\ &= (2,101,567 + 101,589 + 1,085,616 \times 0.9 + 1,891,228 \times 0.50) \\ &= (2,101,567.00 + 101,589.00 + 977,054.40 + 945,614.00) \\ &= 4,125,824 \text{ (1円未満切捨)} \end{aligned}$$

$$\textcircled{2} \text{ 業務価格 (税抜き} \cdot \underline{1 \text{ 万円未満切捨}}) \times 0.81 = 4,195,800 \text{ (1円未満切捨)}$$

$$\textcircled{3} \text{ 業務価格 (税抜き} \cdot \underline{1 \text{ 万円未満切捨}}) \times 0.6 = 3,108,000 \text{ (1円未満切上)}$$

⇒  $\textcircled{2}$  の 0.81 の金額と  $\textcircled{3}$  の 0.6 の金額の範囲内なので、

$\textcircled{1}$  最低制限価格 (税抜き) は、4,125,824 を採用

### (3) 業務全体

$$\begin{aligned}\text{最低制限価格} &= ( (1) 672,715 + (2) 4,125,824 ) \times 1.10 \\ &= 4,798,539 \times 1.10 \\ &= 5,278,392 \text{ (1円未満切捨)}\end{aligned}$$

⇒ 5,278,392 (最低制限価格) を採用、入札書比較価格は 4,798,539 (1円未満切上)

※ 一の契約の中に、二以上の委託業務が含まれる場合において、最低制限価格の設定範囲を算出する場合は、予定価格ではなく、委託業務の種類ごとの業務価格により計算する。

なお、この計算においてのみ、委託業務の種類ごとの業務価格を、10,000円未満切捨てとして計算する。

## 新ひだか町最低制限価格運用要領

令和6年4月17日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、新ひだか町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事又は委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費等 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費等（保証経費を含む。）をいう。
- (5) 直接人件費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 委託業務の予定価格算出の基礎となったその他原価

をいう。

(11) 一般管理費等 委託業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。

(12) 直接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。

(13) 間接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。

(14) 解析等調査業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。

(15) 直接測量費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。

(16) 測量調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。

(17) 直接業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

(対象工事及び業務)

第3条 最低制限価格の対象となる工事及び委託業務は予定価格が新ひだか町財務規則（平成18年規則第30号）第138条第1項に規定する金額を超える建設工事等とする。ただし、予定価格が同規則に規定する金額以下の建設工事等であっても町長が認めた場合は、この限りでない。

(工事の最低制限価格の算定方法等)

第4条 工事の最低制限価格は、次の各号に定める額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じたものから10分の9.2を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 この要領を適用する工事には、最低制限価格の設定調書（別記様式第1号）を作成するものとする。

4 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（委託業務の最低制限価格の算定方法等）

第5条 委託業務の最低制限価格は、委託業務の種類ごとに次の各号（第6号は除く。）に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第6号に定める額については、その額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第6号及び次項中「予定価格」とあるのは「業務価格」と読み替えるものとする。

- (1) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額の合計額
- (2) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額の合計額
- (3) 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分

の5.0を乗じて得た額の合計額

(4) 設計（建築）にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(5) 維持点検等にあつては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

(6) 草刈清掃等にあつては、予定価格に10分の9を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額が、次の各号に定める範囲外となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 測量については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(2) 地質調査については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(3) 設計（土木）については、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(4) 設計（建築）については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額

(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

(5)維持点検等については、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

3 第1項各号に定める以外の委託業務の種類にあっては、業務内容に応じて最低制限価格の適用の可否を判断し適宜に定めるものとする。

4 一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合、最低制限価格の設定範囲を算出する場合の委託業務の種類ごとの業務価格については、10,000円止め(10,000円未満切捨て)とする。

5 この要領を適用する委託業務には、最低制限価格の設定調書(別記様式第2号から第7の7号まで)を作成するものとする。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書(別記様式第8号)を作成するものとする。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者に「失格」の宣言を告げるものとする。

2 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者は、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるもの

とする。ただし、再度入札は2回までとし、この場合、最低制限価格未  
満で入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

4 2回目の再度入札で落札する者がいない場合は、当該入札をした者  
の中で最低価格の者に対して入札執行者の判断により不落随意契約を行  
うことができる。

5 前項の入札執行者の判断により不落随意契約とすることが不相当と  
認められた場合は、「入札不調」の宣言を告げ当該入札参加者を除き再度公告  
入札又は、再度指名選考のうえ入札を行うものとする。

(入札経過の報告)

第8条 入札不調のときは、入札不調報告書を作成し、報告するものとし  
る。

(雑則)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正  
の内、端数処理以外の改正は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月10日から施行し、平成26年4月1日以降に締結する契約（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しは平成26年4月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新ひだか町最低制限価格運用要領の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までに課税資産の譲渡等（部分譲渡等を含む。）が行われる契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年6月18日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の新ひだか町最低制限価格運用要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 令和元年9月30日までに課税資産の譲渡等（部分譲渡等を含む。）が行われる契約に係る入札については、この改正後の要領の規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」と、「110/100」とあるのは「108/100」と、「100/110」とあるのは「10

0 / 108」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の新ひだか町最低制限価格運用要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の新ひだか町最低制限価格運用要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。